



# 宮 崎 県 公 報

平成19年4月23日(月曜日) 第 1873 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定予定の通知(2件)……………(自然環境課) 1
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意(3件)……………(水産政策課) 1
- 道路の区域の変更(4件)……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始(3件)……………( “ ” ) 3
- 指定登録機関の指定……………(建築住宅課) 4

- 指定登録機関の登録事務の廃止……………(建築住宅課) 4
- 宮崎県証紙売りさばき人の指定……………(会計課) 4

### 公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出(7件)……………(農村整備課) 4
- 土地改良区の役員の退任の届出(2件)……………( “ ” ) 6
- 基本測量の実施の通知……………(管理課) 7

### 労働委員会告示

- 宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、  
 閥歴等の公示…………… 7

## 告 示

### 宮崎県告示第 413号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区上渡川字松塚谷1632-3

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 414号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 都城市安久町4262-2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

4262-2(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 415号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。)第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年2月28日
発起人の住所及び氏名	延岡市島浦町 645番地
	有限会社鶴島網
	延岡市島浦町 470番地
	西良水産有限会社
加入区 の 名 称	島浦町加入区
区 域	島浦町漁業協同組合の地区

区 分	中型まき網漁業及び小型まき網漁業
-----	------------------

**宮崎県告示 416号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 4 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年 2 月28日
発起人の住所及び氏名	延岡市鯛名町92番地 古谷幸春 延岡市鯛名町 242番地 1 日野政利
加入区 の 名 称	延岡市第二加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧土々呂漁業協同組合の地区及び旧鯛名漁業協同組合の地区
区 分	旧鯛名漁業協同組合の地区の者が営む小型機船底びき網等漁業

**宮崎県告示 417号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年 4 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年 2 月28日
発起人の住所及び氏名	延岡市鯛名町93番地 柳田八郎 延岡市妙見町3878番地 176 二見清
加入区 の 名 称	延岡市第二加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧土々呂漁業協同組合の地区及び旧鯛名漁業協同組合の地区
区 分	旧鯛名漁業協同組合の地区の者が営む小型漁船漁業であって小型機船底びき網等漁業以外のもの

**宮崎県告示第 418号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 4 月23日から平成19年 5 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 4 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字吐野 々 477番 2 地先から同 郡同村同大 字同字 477 番 2 地先ま で	旧	9.5 ~ 10.4	15.6
				新	12.0 ~ 12.5	15.6
			東臼杵郡美 郷町南郷区 水清谷字赤 木1710番 3 地先から同 郡同町同区 水清谷同字 1710番 3 地 先まで	旧	8.0 ~ 12.0	17.2
				新	10.3 ~ 12.4	17.2

**宮崎県告示第 419号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 4 月23日から平成19年 5 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 4 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷区 中渡川字中 ノ原 200番 2 地先から 同郡同町同 区中渡川同 字 200番 2 地先まで	旧	7.5 ~ 9.5	10.7
				新	10.8 ~ 12.2	10.7

## 宮崎県告示第 420号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 4 月23日から平成19年 5 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 4 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南郷線	東白杵郡美郷町南郷区 神門字鷺ノ 巣2600番 1 地先から同 郡同町同区 神門同字26 00番 8 地先 まで	旧	10.1 ~ 52.6	154.0
				新	10.7 ~ 66.8	154.0

## 宮崎県告示第 421号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 4 月23日から平成19年 5 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 4 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
301	県道	山陰都農線	日向市東郷町山陰字庭田甲 770番 5 地先から 同市同町山陰同字甲 770番40地先 まで	旧	3.2 ~ 15.4	993.7
				新	0.0 ~ 0.0	0.0

## 宮崎県告示第 422号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 4 月23日から平成19年 5 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 4 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 388号	東白杵郡椎葉村大字大河内字吐野々 477番 2 地先から同郡同村同大字同字 477番 2 地先まで  東白杵郡美郷町南郷区水清谷字赤木1710番 3 地先から同郡同町同区水清谷同字1710番 3 地先まで	平成19年 4 月23日

## 宮崎県告示第 423号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 4 月23日から平成19年 5 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 4 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南郷線	東白杵郡美郷町南郷区中渡川字中ノ原 200番 2 地先から同郡同町同区中渡川同字 200番 2 地先まで	平成19年 4 月23日

## 宮崎県告示第 424号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 4 月23日から平成19年 5 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 4 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷区 神門字鷺ノ 巣2600番1 地先から同 郡同町同区 神門同字26 00番8地先 まで	平成19年4月23日

**宮崎県告示第 425号**

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第17条第1項の規定により、指定登録機関を次のとおり指定した。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 指定登録機関の名称及び住所  
宮崎県住宅供給公社  
宮崎市橋通東2丁目7番18号
- 登録事務の範囲  
高齢者円滑入居賃貸住宅の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務の全部
- 登録事務を行う事務所の所在地  
宮崎市橋通東2丁目7番18号
- 登録事務の開始の日  
平成19年4月1日

**宮崎県告示第 426号**

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第26条第1項の規定により、指定登録機関の登録事務の廃止を次のとおり許可した。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 指定登録機関の名称及び住所  
財団法人宮崎県建築住宅センター  
宮崎市恒久1丁目7番地14
- 廃止を許可した登録事務の範囲  
高齢者円滑入居賃貸住宅の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務の全部
- 登録事務の廃止の日  
平成19年3月31日

**宮崎県告示第 427号**

宮崎県収入証紙条例（昭和二十九年宮崎県条例第二十四号）第五条第一項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成十九年四月二十二日

宮崎県知事 東国原 英 夫

売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	指定年月日
小林市大字細野二八番	福永不動産 福永 智	平成十九年四

長	四十一
---	-----

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、都城市高木原土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 倉 富 保	都城市金田町2154番地 1
理 事	東 森 正 記	都城市高木町4625番地 1
理 事	瀬戸山 光 雄	都城市太郎坊町1596番地 2
理 事	島 田 道 春	都城市太郎坊町6668番地 3
理 事	松 山 茂	都城市金田町2486番地
理 事	高 橋 富 保	都城市金田町2402番地
理 事	中之丸 新 郎	都城市高木町4729番地
理 事	福 岡 春 良	都城市高木町4324番地
理 事	宮 内 正 孝	都城市高木町4399番地
理 事	藤 村 兼 春	都城市太郎坊町6835番地29
理 事	児 玉 貞 男	都城市高木町4999番地
理 事	柚木崎 明	都城市高城町桜木 244番地イ
監 事	原 口 和 美	都城市高木町4777番地
監 事	角 地 重 夫	都城市金田町2009番地 2
監 事	室 屋 正 登	都城市高城町桜木 411番地

（任期：平成23年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 倉 富 保	都城市金田町2154番地 1
理 事	東 森 正 記	都城市高木町4625番地 1
理 事	待 木 雪 夫	都城市高木町4200番地 6

理 事	中之丸 新 郎	都城市高木町4729番地
理 事	福 岡 春 良	都城市高木町4324番地
理 事	高 橋 富 保	都城市金田町2402番地
理 事	松 山 茂	都城市金田町2486番地
理 事	瀬戸山 光 雄	都城市太郎坊町1596番地 2
理 事	島 田 道 春	都城市太郎坊町6668番地 3
理 事	天 神 秀 幸	都城市高城町桜木 149番地
監 事	原 口 和 美	都城市高木町4777番地
監 事	柚木崎 明	都城市高城町桜木 244番地イ

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、三財川筋土地改良区（西都市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	後 藤 俊 一	西都市大字上三財 521
副理事長	井 上 俊 朗	西都市大字上三財5560
理 事	河 野 博 美	西都市大字下三財2632
理 事	緒 方 一 利	西都市大字藤田 853
理 事	小 森 健 一	西都市大字下三財6160- 2
理 事	平 野 福 男	西都市大字上三財5656
理 事	松 浦 利 治	西都市大字荒武4515
理 事	関 谷 義 美	西都市大字山田 121
理 事	日 高 孝 行	西都市大字下三財7488- 1
総括監事	丸 山 美 木 生	西都市大字下三財3323
副総括監事	松 村 実	西都市大字上三財2441-イ
監 事	水 間 武 彦	西都市大字上三財6806

（任期：平成23年 3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	水 間 武 彦	西都市大字上三財6806
副理事長	河 野 博 美	西都市大字下三財2632
理 事	丸 山 美 木 生	西都市大字下三財3323
理 事	小 森 健 一	西都市大字下三財6160-2
理 事	井 上 俊 朗	西都市大字上三財5560
理 事	緒 方 定 次	西都市大字下三財7514
理 事	後 藤 俊 一	西都市大字上三財 521
理 事	平 野 福 男	西都市大字上三財5656
理 事	松 浦 利 治	西都市大字荒武4515
総括監事	緒 方 一 利	西都市大字藤田 853
副総括監事	関 谷 義 美	西都市大字山田 121
監 事	松 村 実	西都市大字上三財2441-イ

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、岩戸原土地改良区（木城町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 安 則	木城町大字高城1183- 1 番地

（任期：平成21年 3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	深 水 久 和 雄	木城町大字高城1217番地の 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、岩戸土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	甲 斐 誠 也	高千穂町大字岩戸6245番地
監 事	甲 斐 四 郎	高千穂町大字岩戸8199番地
監 事	佐 藤 康 徳	高千穂町大字上岩戸 162番地 3

(任期：平成22年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	甲 斐 誠 也	高千穂町大字岩戸6245番地
監 事	佐 藤 省 一	高千穂町大字岩戸5742番地
監 事	甲 斐 四 郎	高千穂町大字岩戸8199番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、日向土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
総括監事	工 藤 幸 一	高千穂町大字上岩戸1650番地
監 事	佐 藤 正 一	高千穂町大字上岩戸5304番地

(任期：平成22年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
総括監事	工 藤 富 雄	高千穂町大字岩戸5083番地
監 事	佐 藤 信 広	高千穂町大字上岩戸1054番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上寺土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
総括監事	工 藤 明 信	高千穂町大字岩戸落合2525番地 1

監 事	藤 高 常 巳	高千穂町大字岩戸1626番地
-----	---------	----------------

(任期：平成22年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
総括監事	工 藤 明 信	高千穂町大字岩戸落合2525番地 1
監 事	藤 高 常 巳	高千穂町大字岩戸1626番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、東岸寺土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
総括監事	馬 原 利 幸	高千穂町大字岩戸4621番地 2
監 事	佐 藤 昭 彦	高千穂町大字岩戸4059番地

(任期：平成22年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
総括監事	馬 原 利 幸	高千穂町大字岩戸4621番地 2
監 事	佐 藤 昭 彦	高千穂町大字岩戸4059番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、庄内土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	木之下 二 郎	都城市関之尾町5828番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、勝岡土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	木村秀人	三股町大字蓼池1305番地2

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 作業の種類

基本測量(基準点測量・基準点改測作業)

2 作業地域

宮崎市、日南市、えびの市、東諸県郡国富町、南那珂郡南郷町、北諸県郡三股町、東臼杵郡椎葉村、東臼杵郡美郷町、西臼杵郡高千穂町

3 作業期間

平成19年5月15日から平成20年3月24日まで

## 労働委員会告示

### 宮崎県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公表する。

平成19年4月23日

宮崎県労働委員会会長 日野直彦

あっせん員候補者名簿

(五十音順)

(平成19年4月5日現在)

氏名	履歴及び現職	委嘱日
安部 康寛	県労働委員会使用者委員 王子製紙(株)日南工場工場長代理	平17. 8.20
江藤 洋行	県労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会専務理事	平17. 8.20
小山 一民	県労働委員会使用者委員 九州電力(株)執行役員宮崎支店長	平17. 8.20
甲斐 勝利	県労働委員会使用者委員 (株)志多組常勤監査役	平17. 8.20
木下 清隆	県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟宮崎県支部顧問	平17. 8.20
黒木 康年	県労働委員会事務局長	平19. 4. 5
黒田 民子	県労働委員会公益委員 社会保険労務士	平17. 8.20
椎 重明	県労働委員会事務局調整審査課 課長補佐	平18. 4. 6
渋谷 弘二	県労働委員会事務局調整審査課 長	平19. 4. 5

末藤 孝憲	県労働委員会使用者委員 宮崎空港ビル(株)専務取締役	平17. 8.20
新名 照幸	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会顧問	平17. 8.20
西 盾夫	県商工観光労働部労働政策課長	平18. 4. 6
橋本 眞	県労働委員会公益委員 熊本大学大学院法曹養成研究科 教授	平17. 8.20
比恵島 篤	県労働委員会労働者委員 元全宮崎交通労働組合連合会会 長	平17. 8.20
日野 直彦	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平17. 8.20
宮田 行雄	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平17. 8.20
村田 綜	県労働委員会公益委員 元宮崎県企業局管理部長	平17. 8.20
横山 節夫	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会事務局長	平17. 8.20
吉田 幸太郎	県労働委員会労働者委員 情報労連宮崎県協議会議長	平17. 8.20